

**公共調達適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開**

	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企業競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備 考
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	大阪南労働基準監督署エレベーター戸開走行保護装置設置工事 大阪市西成区玉出中2-13-27 H28.7.28~H29.3.31	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 渡邊 浩司 大阪府中央区 大手前4-1-67	H28.7.28	シンドラーエレベーター(株) 大阪支社 大阪府北区 豊崎3-1-22	別紙1参照	4,877,184	4,590,000	94.1%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	大阪南労働基準監督署エレベーター戸開走行保護装置設置工事
随意契約によることとした理由	大阪南労働基準監督署のエレベーター(シンドラーエレベータ株式会社製)の建築基準法施行令第129条の10第3項第1号の既存不適格を解消するため、戸開走行保護装置を取り付けることとなったが、当該エレベーターはシンドラーエレベータ株式会社が独自の技術により設計、製作、設置を行ったものであり、規格が異なる他社の戸開走行保護装置を設置することができない。よって会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	